

版世知らせ

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel.22-2111 内線 261

**新型コロナウイルス
感染症対策によ
るイベント等の中
止・延期のお知らせ**

《鶴田町商工会、教育委員会》
今般の新型コロナウイルス
感染症対策のため、つるた
まつり運営委員会主催「水と
火の祭典つるたまつり」、町
主催「町民ふれあいスポーツ
フェスティバル」を中止いた
します。

また、本年五月から開催予
定の「町民教養講座」および
六月から開催予定の「ことぶ
き大学」につきまして、開催
を九月以降に延期すること
になりましたのでお知らせ
いたします。

※「町民教養講座」および「こ
とぶき大学」につきまして
は、状況によって開催を中
止する場合もありますの
でご了承ください。

● 問い合わせ先

(つるたまつり)

鶴田町商工会

☎22-3414

(スポーツフェスティバル、
町民教養講座、ことぶき大学、
教育委員会、社会教育班
(内線211・215))

**第十一回特別弔慰
金が支給されます**

《町民生活課》

戦没者などの死亡当時の
ご遺族で、令和二年四月一
日(基準日)において「恩
給法による公務扶助料」や
「戦傷病者戦没者遺族等援
護法による遺族年金」など
を受ける方がいない場合
に、先順位のご遺族お一人
に特別弔慰金が支給されま
す。

● 支給内容

額面二十五万円

● 請求期間

五年償還の記名国債

令和二年五月七日

令和五年三月三十一日

● 問い合わせ・請求先

町民生活課 福祉支援班

(内線164)

**鶴田町職員を
募集します**

《総務課》

町では、令和二年度職員
採用試験(大学卒業程度)
を次のとおり行います。

● 職種

行政、建築、保健師

● 採用予定数

それぞれ一名程度

● 採用予定日

令和三年四月一日

● 受験資格

大学卒業以上の学歴を有す
る(令和三年三月卒業見込
者を含む)、平成三年四月
二日以降の出生者

● 試験日

一次試験は、
令和二年七月十二日(日)

● 試験場所

青森市内を予定
(後日通知します)

● 申込受付期間

令和二年五月十一日(月)

● 試験時間

五月二十九日(金)
午前八時十五分～午後五時

● 試験科目

(土・日曜を除く)

※郵送の場合は五月二十九日

● 受験申込書等

(金) 必着

● 受験申込書等

受験申込書などは総務課人
事行政班で配付するほか、

町のホームページからもダ
ウンロードできます。

(<http://www.town.tsuruta.lg.jp/>)

● 問い合わせ・申込先

総務課 人事行政班

(内線272)

● 試験科目

(金) 必着

6月1日(月)は

**固定資産税1期分
軽自動車税全期分
の納期限です。**

「防災行政無線・登録制メール訓練放送を実施します」

令和2年5月20日(水)午前11時頃(予定)に、防災行政無線や登録制メール(つるりん
ほっとメール)を使用して、Jアラートの訓練放送を行いますので、あらかじめご了承ください。

● 問い合わせ先 総務課 人事行政班 (内線271)

軽自動車税（種別割） 減免申請受付

《税務会計課》

身体障害者などの手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車、または障害者などのために生業、通院、通学などで利用する軽自動車の税金は、一定の条件に該当するときは申請により減免を受けることができます。

●対象者

身体障害者・戦傷病者・愛護・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●減免となる軽自動車

①身体障害者および戦傷病者が所有する車で、その人が運転するもの

②身体障害者で年齢が十八歳未満の方、精神障害者または知的障害者の方と生計を同じくする方が所有して運転するもの

③身体障害者などが所有する車で身体障害者などのため（身体障害者のみで構成された世帯）常時介護する人が運転するもの

※ただし、一人の障害者などについて一台とします。

●減免申請の手続き

・身体障害者などの手帳および運転免許証（コピー可）

・本人が申請する場合は、申請者の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード。どちらもコピー可）

・代理の方が申請する場合は、本人申請の際に必要な右記一式に加え、代理の方の個人番号・法人番号が記載されているもの（マイナンバーカードまたは通知カード）および運転免許証等本人確認できるもの（どちらもコピー可）

・令和二年度軽自動車税（種別割）納税通知書

・②か③に該当する方は生計同一証明書・常時介護証明書

●申請の時期

軽自動車税（種別割）納税通知書を受けた日から六月一日（月）まで

※障害者などの減免申請は、軽自動車税（町税）か自動車税（県税）のいずれかに限りますのでご注意ください。

※昨年度から、納税証明書は希望される方のみにお渡しする

●問い合わせ・申込先

税務会計課 税務相談班
（内線125）

ことになりましたので、申請時または左記までお問い合わせください。



令和2年度 つがる西北五広域連合医療職員採用試験

つがる西北五広域連合では、次のとおり医療職員採用試験を実施します。

●採用試験

◇令和2年6月28日（日）実施 受付期限：6月5日（金）

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
看護師	25名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、左記職種の免許を有する方または令和3年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
助産師		
薬剤師	3名程度	
診療放射線技師	3名程度	
臨床検査技師	4名程度	

◇令和2年9月20日（日）実施 受付期間：7月13日（月）～8月28日（金）

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
理学療法士	1名程度	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、左記職種の免許を有する方または令和3年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
作業療法士	1名程度	
言語聴覚士	1名程度	

※6月28日（日）実施の採用試験で採用予定人員が確保できなかった場合、9月20日（日）実施の採用試験でも当該職種について募集を行う予定です。

●採用日 令和3年4月1日。ただし、診療放射線技師、臨床検査技師については、免許保有者に限り、令和2年10月1日付け採用枠も設けます。

●採用試験案内 試験内容、受験手続きなどについては、つがる西北五広域連合ホームページへ「令和2年度 つがる西北五広域連合病院事業 医療職員採用試験案内」を掲載しておりますので、こちらをご確認ください。

●問い合わせ・申込先 つがる総合病院3階 つがる西北五広域連合 病院運営局人事課

☎26—6363

令和2年度町税納期限一覧表

鶴 田 町

税 目 月 別	固定資産税	町・県民税	国 保 税	軽自動車税
令和2年 4 月				
5 月	1 期 *(6月1日)			全 期 *(6月1日)
6 月		1 期 (6月30日)		
7 月	2 期 (7月31日)		1 期 (7月31日)	
8 月		2 期 (8月31日)	2 期 (8月31日)	
9 月	3 期 (9月30日)		3 期 (9月30日)	
10 月		3 期 *(11月2日)	4 期 *(11月2日)	
11 月	4 期 (11月30日)		5 期 (11月30日)	
12 月		4 期 *(1月4日)	6 期 *(1月4日)	
令和3年 1 月				
2 月				
3 月				

◎納期限は末日となります。（口座振替も同じです。）

* 納期限が休日、または金融機関の休業日のときは、その翌営業日が納期限となります。令和2年度では、5月（固定資産税1期と軽自動車税全期）、10月（町・県民税3期と国保税4期）および12月（町・県民税4期と国保税6期）が、その月に該当します。

☆ 納税相談、分納の手続きなどはお早めに！

☆ 納期限を忘れて督促を受けないよう心掛けましょう。
（督促を受けると、督促手数料や延滞金が発生します。）

問い合わせ先 税務会計課 出納徴収班（内線123・124）

“ 納税で あなたも参加 まちづくり ”

新型コロナウイルス感染症について

《緊急事態宣言が発出されています》

【実施区域】 全都道府県

【特定警戒都道府県】

東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・福岡

北海道・茨城・石川・岐阜・愛知・京都

【実施期間】 4月7日～5月6日

- ・正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけてくださるようお願いします。
- ・特定警戒都道府県との往来、都道府県をまたぐ不要不急の移動について、自粛をお願いします。
- ・特定警戒都道府県から移動して来た方には、2週間の間、外出自粛、検温などの健康観察をお願いします。

＜受診の目安＞☆場合（状態）によっては早めに相談☆

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く。
- 強いだるさや息苦しさがある。
- 高齢者や基礎疾患がある方、妊婦さんは上の状態が2日程度続いた場合

＜万一、感染が疑われる場合＞

- まずは、五所川原保健所に相談してくださるようお願いします。
- 病院を受診する際にも事前に電話連絡し、マスク着用で受診してくださるようお願いします。

ご心配やご不明な点があれば、まずはお問い合わせください。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口

TEL 0120-565653

・帰国者・接触者相談センター（五所川原保健所）

TEL 0173-34-2108

《健康面・予防方法について心配な方》・電話相談窓口（青森県）

TEL 0120-123-801

・役場 健康保険課

TEL 22-2111

鶴田診療所に関するお知らせ

☆小児科の診察時間について…令和2年4月より、月・水・金曜日の午後のみ（13時～16時）となりました。

☆町の間人ドックについて…新型コロナウイルス感染症対策として、消化器内視鏡検査を当面の間休止することとなりました。それに伴い、町の間人ドックの受付も休止となります。再開時期は決まり次第お知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い 町税、介護・後期保険料の納付が困難な方 に対する猶予制度について

＜申請による徴収の猶予＞

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患した場合のほか、以下のようなケースに該当する場合は、申請による徴収の猶予制度があります。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合
（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合
（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合
（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

＜申請による換価の猶予＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時的に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

問い合わせ先 役場 22-2111

町税について 税務会計課 出納徴収班（内線 123・124）

介護・後期保険料について

健康保険課 国保介護班（内線 142・143）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康 保険被保険者（給与等の支払を受けている者） に対する傷病手当金の支給について

① 対象者

被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱などの症状があり感染が疑われる者

② 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

③ 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

＜申請方法＞

申請書は健康保険課の窓口で用意してありますので、ご相談ください。

問い合わせ先 役場 22-2111

健康保険課 国保介護班（内線 142）